

男鹿市建設工事入札制度実施要綱の一部改正について

1. 改正理由

物価・資材高騰等、社会情勢の変化の状況を鑑み、市発注工事の等級別発注標準表における金額を改正する。

2. 改正内容

次の新旧対照表のとおり。

別表 3

新	工種 等級	一般 土木工事	建築 一式工事	舗装工事	造園工事 鋼構造物工事	電気工事 給排水暖冷房 衛生設備工事	一般 塗装工事	左記以外の 工 事
	A	<u>2,500</u> 万円 以上	<u>3,500</u> 万円 以上	<u>1,250</u> 万円 以上	<u>1,250</u> 万円 以上	<u>750</u> 万円 以上	<u>750</u> 万円 以上	金額の区分 な し
	B	<u>750</u> 万円 以上 <u>3,000</u> 万円 未満	<u>750</u> 万円 以上 <u>4,000</u> 万円 未満	500 万円 以上 <u>1,750</u> 万円 未満	1,750 万円 未満	<u>1,250</u> 万円 未満	<u>1,250</u> 万円 未満	
	C	<u>1,250</u> 万円 未満	<u>1,250</u> 万円 未満	—	—	—	—	
	D	<u>200</u> 万円 未満	<u>200</u> 万円 未満	<u>450</u> 万円 未満	<u>450</u> 万円 未満	<u>450</u> 万円 未満	<u>450</u> 万円 未満	
	(等級外) 登	100 万円 未満	100 万円 未満	130 万円 未満	130 万円 未満	130 万円 未満	130 万円 未満	
旧	工種 等級	一般 土木工事	建築 一式工事	舗装工事	造園工事 鋼構造物工 事	電気工事 給排水暖冷房 衛生設備工事	一般 塗装工事	左記以外の 工 事
	A	2,000 万円 以上	3,000 万円 以上	1,000 万円 以上	1,000 万円 以上	500 万円 以上	500 万円 以上	金額の区分 な し
	B	500 万円 以上 2,500 万円 未満	500 万円 以上 3,500 万円 未満	500 万円 以上 1,500 万円 未満	1,500 万円 未満	1,000 万円 未満	1,000 万円 未満	
	C	1,000 万円 未満	1,000 万円 未満	—	—	—	—	
	D	130 万円 未満	130 万円 未満	300 万円 未満	300 万円 未満	300 万円 未満	300 万円 未満	
	(等級外) 登	100 万円 未満	100 万円 未満	130 万円 未満	130 万円 未満	130 万円 未満	130 万円 未満	

3. 適用期日

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行し、令和 8 年 8 月 1 日以降に公告等する工事から適用することとする。